

南関町地球温暖化対策実行計画 区域施策

令和4年4月

目次

第1章 基本的事項

1. 趣旨・背景	2
2. 計画の期間	2
3. 計画の範囲	3
4. 実施体制	3

第2章 削減計画（取組み）と目標

1. 削減計画（取組み）	3
2. 削減目標	5

第3章 計画の点検・評価と公表

6

第1章 基本的事項

1. 趣旨・背景

近年、地球温暖化はかつてない速度で進んでおり、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制に地球規模で取り組んでいかなければ、熱波や豪雨などの異常気象、海水面の上昇、食糧生産量の低下、伝染病の流行、野生生物の大量絶滅など、自然環境・生活環境に重大な影響が及ぶと指摘されています。

これに対して、世界的な取組として気候変動枠組条約締約国会議（COP）が開催され、わが国は、1997年（平成9年）に開かれたCOP3地球温暖化防止京都会議の結果を受け、「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「地球温暖化対策法」という。）」が制定されました。

2015年（平成27年）COP21フランス・パリ会議は、2020年以降の温室効果ガス排出量削減に関する国際枠組みを決める極めて重要な会議で、新たな法的枠組みとなる「パリ協定」が採択されました。

「パリ協定」では、『地球の気温上昇を2℃より「かなり低く」抑え、1.5℃未満に抑えるための取り組みを推進する。』が盛り込まれ、その他、具体的な取り決めにより、世界各国が温暖化対策を推進するに至りました。

これを受けて我が国は、平成28年5月13日地球温暖化対策法第八条（地球温暖化対策計画）が閣議決定されました。

これは、地球温暖化に関する日本で唯一の総合計画であり、目標や国、地方自治体、私たちが講ずべき施策や措置等について記載されています。

地球温暖化対策は、国、都道府県、市区町村が、それぞれの行政事務の役割、責務等を踏まえ、相互にそして密接に連携し、施策を展開してこそ効果が期待できることから、地方公共団体の役割の重要性は高まってきています。

南関町では、平成28年7月1日に地球温暖化対策を目的に国が推進する運動「COOL CHOICE（クールチョイス）」への賛同を宣言した事に伴い、本実行計画を策定し、温暖化対策に向けてより一層取り組みを強化します。

2. 計画の期間

計画の期間は、令和4年度から令和8年度の5カ年とし、計画の進捗状況等必要に応じ見直しを行うものとします。

3. 計画の範囲

計画の範囲は南関町全域とし、温室効果ガスの排出抑制のための措置を講じるよう、町民や事業者に協力を求めています。

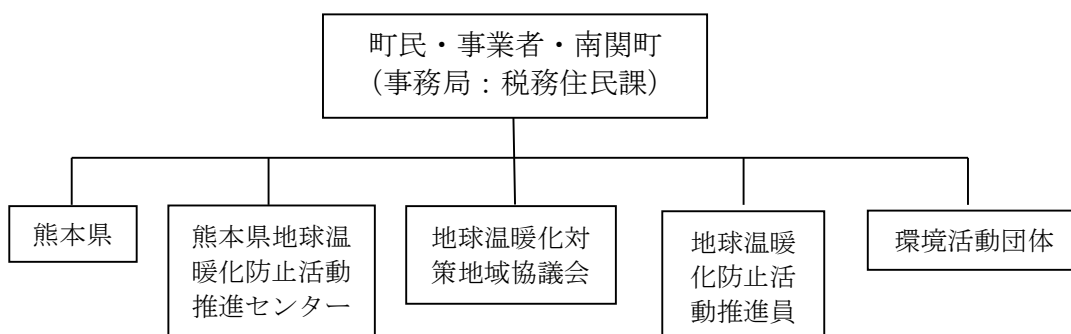
4. 実施体制

計画を効率的に推進していくためには、適切な進行管理を実施することが必要です。このため、町行政の中に、行政連絡会を母体とした「南関町地球温暖化対策実行計画推進会議（以下「実行計画推進会議」）」を創設し、温暖化対策に取り組みます。

事務局は税務住民課に設置し、計画を総合的に推進するため町全体の実施状況を把握するとともに「実行計画推進会議」の開催・運営を行います。

実行計画推進会議は、町民、事業者、南関町で構成し、熊本県、熊本県地球温暖化防止活動推進センター、周辺地域の地球温暖化対策地域協議会や地球温暖化防止活動推進員、さらには、地域の環境活動団体と連携した実施体制とします。

南関町地球温暖化対策実行計画推進会議（実行計画推進会議）実施体制



第2章 削減計画（取組み）と目標

1. 削減計画（取組み）

地域の経済・社会の発展と低炭素社会の実現に向けて、各種施策により「省エネルギー活動」に加えて「CO₂の排出削減」の取組みを町民、事業者及び行政が一体となって推進していきます。

南関町クールチョイス宣言を踏まえた削減計画（取組み）は下記の通りです。

1. クールビズ、ウォームビズで冷房、暖房温度を控えめにする

冷房は、室温が29℃以上又は不快指数7.7_(※1)を超えた場合に稼働させ、暖房は、室温が18℃未満となるときに稼働するよう事業所や家庭に啓発を行い、適切な温度になるよう努めるとともに、事務内容に応じた服装の工夫を行うように啓発を行います。

また、冷暖房時には、室内の密閉やカーテン・ブラインドを活用するなど空調の効率向上に努めるよう町内に啓発を行うほか、緑のカーテンなどで建物自体の温度上昇を抑制し、省エネルギー化に努めるよう啓発します。

2. 昼休み時間消灯等によるこまめな節電

事業所に対して、昼休み時間の消灯による節電に努めるとともに、事務所の照度基準（JIS）内で使用するよう啓発します。また、不要な照明の間引き・消灯に加え、勤務時間外は、必要最低限の点灯を奨励します。

3. 町民への地球温暖化問題についての周知と啓発

町のホームページ等の広報媒体を通じて、町民、事業者の意識改革を推進します。また、町内の各小中学校や各団体に向けて環境教育の機会を設け、さらには、地域住民の生活スタイルやライフスタイルに応じた効果的かつ参加しやすい取組みを推進することで、自発的な取組の拡大と定着に繋がります。

4. 地球にやさしい再生可能エネルギーや省エネ機器の利用促進

太陽光発電など、再生可能エネルギーの利用を促進するため、関連する施設の導入や情報発信に努めます。

省エネ家電、機器及びエコカーの利用を促進するため、関連する機器や自動車（低燃費・低公害車）の導入及び情報発信に努めます。

また、地域の水環境保全と地球温暖化対策として、家庭や事業所から排出される廃食油を回収し、地域内での有効利用を図ります。

5. エコドライブの実践によるCO2排出の削減

地球にやさしいエコドライブの推進運動を行い、急発進・急停車の低減やアイドリングストップ運動を展開します。

6. その他地球温暖化対策に関する運動

その他、地球温暖化対策に関する運動には積極的に関与し、環境にやさしいまちづくりを目指します。

※1 不快指数とは、人間が生活するうえで不快を感じるような体感を、気温と湿度で表した指数。風速が含まれていないため、体感とは一致しないことがあります。気温を T ℃、相対湿度を H % とすると不快指数 $= 0.81 \times T + 0.01 \times H$

$(0.99 \times T - 14.3) + 46.3$ で計算されます。
70 以上では一部の人が、75 以上では半数以上が、80 以上では全員が不快を感じるとされています。

2. 削減目標

国は、長期的な目標として、パリ協定への対応をしつつ、2050年に2013年度比80%減を見据えています。

また、当面の目標として「国内の排出削減・吸収量の確保により、2030年度に2013年度比26%減の水準にする。」としています。

その中で、業務その他の部門40%減、家庭部門39%減としています。ただし、電気の排出係数による削減が26%で、その他が省エネ活動による削減となっています。

【本町の温室効果ガスの削減目標の基本的考え】

本町の温室効果ガス削減目標は、

- ▶ 地域活性化や人口減少問題への施策との整合を図る必要がある。
- ▶ 国が示す案文計算方法は、本町の取組結果の確認が困難。
- ▶ 積み上げ方式の計算は、作業に多くの人と時間を要し、取組結果の確認作業も含めると、実施が困難。

以上より、本町の個別の削減計画（取組み）に応じた目標を設定することとします。

なお、国や県が設定する目標を達成すべく策定される様々な施策には、積極的に参加します。

【削減計画（取組み）別目標】

1. クールビズ、ウォームビズで冷房、暖房温度を控えめにする
 1. 南関町の施設で使用する電気の削減は、南関町地球温暖化対策実行計画事務事業編による目標とします。
 2. 南関町内の主な事業者が使用する電気の削減は、省エネルギー法に基づく取組みで各事業者が設定した目標とします。
 3. 省エネルギー法の対象となっていない事業者の内、ISO14001 やエコアクション 21 の認証登録を受けている事業者に関しては、各事業者が設定した目標とします。
 4. 電気使用量の記録をしておらず、目標の設定がなされていない事業者及び家庭については、節電行動に取り組むことを目標とします。
2. 昼休み時間消灯等によるこまめな節電
前項と同様の目標とします。
3. 町民への地球温暖化問題についての周知と啓発
ホームページに係る情報を月に1回以上掲載します。

家庭や事業所から排出される廃食油を回収し、地域内での有効利用を図る活動の推進において、学校や事業者に対して、関係する情報をその都度提供します。

4. 地球にやさしい再生可能エネルギーや省エネ機器の利用促進
太陽光発電など、再生可能エネルギーの利用を促進するための補助事業等の情報を入手した場合、チラシやホームページ等を活用し、適宜、発信します。なお、回数目標は設定しません。
省エネ家電、機器及びエコカーの利用に関連する情報を専門事業者や連携する団体の協力のもとチラシやホームページ等を活用し、適宜、発信します。なお、回数目標は設定しません。
地域の廃食油回収運動を展開し、回収量の目標は、今後の取組みの中で改めて設定します。
5. エコドライブの実践による CO2 排出の削減
 1. 南関町が使用する化石燃料の削減は、南関町地球温暖化対策実行計画事務事業編による目標とします。
 2. 南関町内の主な事業者が使用する化石燃料の削減は、各事業者が設定した目標とします。
 3. ISO14001 やエコアクション 21 の認証登録を受けている事業者は、各事業者が設定した目標とします。
 4. 化石燃料使用量の記録をしておらず、目標の設定がなされていない事業者及び家庭については、エコドライブに取り組むことを目標とします。
6. その他地球温暖化対策に関する運動
その他の地球温暖化対策に関する運動に取り組む場合、必要に応じて定量目標や定性的目標をその都度設定します。

第3章 計画の点検・評価と公表

計画の実施状況や目標の達成状況の点検・評価は、実行計画推進会議において、総合的な検討・評価を行うとともに、必要に応じて、取組み計画や目標の見直しを行い実現性の確保に努めます。

点検・評価の結果の公表は、ホームページにて公表します。

平成28年12月 1日策定
令和 4年 4月 1日改訂